
「定款」の一部改正及び関係諸規則の整備について

日証協 平19.6.29

本協会では、6月18日の定時総会において「定款」の一部を改正し、6月29日付で金融庁長官の認可を得た。

これに伴い、「定款の施行に関する規則」及び「証券戦略会議規則」等の関係諸規則についても所要の整備を図った。

これは、地区協会事務局における「自主規制部門」と「証券戦略部門」の業務執行を区分するため、本協会の業務に関し、会長から地区協会へ委任された自主規制に係る業務等を本部に一本化する見直しを行うためのものである。

本改正等は、平成19年7月1日から施行する。

本改正等の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

地区協会事務局の業務見直しに伴う「定款」の一部改正について

平成 19 年 6 月 29 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 16 年 7 月に、自主規制及び業界活動の両機能それぞれを独立的に運営するガバナンス構造を構築し、それ以来、本部事務局を「自主規制部門」、「証券戦略部門」及び「総括・管理部門」の 3 部門に区分し、業務を執行している。

今般、地区協会事務局においても、「自主規制部門」と「証券戦略部門」の業務執行を区分するため、本協会の業務に関し、会長から地区協会へ委任された自主規制に係る業務等を本部に一元化する見直しを行うこととし、これに伴い、別紙のとおり、定款の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

地区協会が行う業務についての規定の改廃

会長から地区協会へ委任された自主規制に係る業務を本部に一元化するため、会長から地区協会へ委任された業務を規定した定款第 63 条第 1 項第 1 号を廃止する。

(第 63 条第 1 項第 1 号)

地区協会が行う業務に、「協会の役員及び従業員並びに証券仲介業者並びにその役員及び従業員の研修等を行い、その資質の向上を図ること」及び「有価証券及び証券市場に関する知識の普及及び啓発を図ること」を加える。

(第 63 条第 1 項第 1 号及び第 2 号)

地区規律委員会の規定の廃止

会長から地区協会へ委任された業務の規定の廃止に伴い、地区規律委員会の規定を廃止する。

(第 67 条)

会員外務員等規律委員会の規定の新設

地区規律委員会の規定の廃止に伴い、本協会に「会員外務員等規律委員会」を新たに設置し、会員及び会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の役員又は従業員の規律に関する事項について諮問に応じ又は意見を述べるができることとする。

なお、これに関連して、規律委員会の名称を「会員規律委員会」に改め、会員及び会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の規律に関する事項について諮問に応じ又は意見を述べることとする。

(第 58 条第 1 項及び第 2 項、第 58 条の 2)

3. 施行の時期

平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

「定款」の一部改正について

平成19年6月29日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第 5 節 特別委員会、<u>会員規律委員会、会員外務員等規律委員会及び特別会員規律委員会</u></p> <p>(<u>会員規律委員会</u>)</p> <p>第 58 条 本協会に<u>会員規律委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>会員規律委員会</u>は、<u>会員及び会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の規律に関する事項</u>について、<u>会長又は自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長又は自主規制会議議長に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>3 <u>会員規律委員会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は、「<u>会員規律委員会規則</u>」をもって定める。</p> <p>(<u>会員外務員等規律委員会</u>)</p> <p>第 58 条の 2 本協会に<u>会員外務員等規律委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>会員外務員等規律委員会</u>は、<u>会員及び会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の役員又は従業員の規律に関する事項</u>について、<u>会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>3 <u>会員外務員等規律委員会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は、「<u>会員外務員等規律委員会規則</u>」をもって定める。</p>	<p>第 5 節 特別委員会、規律委員会及び特別会員規律委員会</p> <p>(<u>規律委員会</u>)</p> <p>第 58 条 本協会に<u>規律委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>規律委員会</u>は、<u>会員並びにその役員及び従業員並びに会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員</u>の規律に関する事項について、<u>会長又は自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長又は自主規制会議議長に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>3 <u>規律委員会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は、「<u>規律委員会規則</u>」をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p>第 8 節 地区協会及び地域委員会</p> <p>(<u>地区協会</u>)</p> <p>第 62 条 本協会に<u>地区協会</u>を置く。</p>	<p>第 8 節 地区協会、<u>地区規律委員会及び地域委員会</u></p> <p>(<u>地区協会</u>)</p> <p>第 62 条 本協会に<u>従たる事務所として地区協会</u>を置く。</p>

新	旧
<p>2 (現行どおり)</p> <p>(業務)</p> <p>第 63 条 地区協会は、<u>その管轄区域内における次の各号に掲げる業務を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>1 <u>協会員の役員及び従業員並びに証券仲介業者並びにその役員及び従業員の研修等を行い、その資質の向上を図ること。</u></p> <p>2 <u>有価証券及び証券市場に関する知識の普及及び啓発を図ること。</u></p> <p>3 <u>本協会の業務に関する指示及び連絡事項を地区協会を構成する会員に伝達し又は実施すること。</u></p> <p>4 <u>地区協会を構成する会員間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。</u></p> <p>5 <u>地区協会を構成する会員の意見を会長に進達すること。</u></p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(地区協会費)</p> <p>第 65 条 地区協会は、第 63 条に規定する業務を行うための支出その他特別な支出に充てるため必要と認めるときは、<u>地区協会を構成する会員に対し地区協会費を納入させることができる。</u></p> <p>(地区規律委員会)</p> <p>第 67 条 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>2 地区協会の名称、所在地、管轄区域その他地区協会の組織及びその運営に関し必要な事項は、「地区協会規則」をもって定める。</p> <p>(業務)</p> <p>第 63 条 地区協会は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1 <u>本協会の業務に関し、会長から委任された業務を行うこと。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 本協会の業務に関する指示及び連絡事項を<u>地区協会の管轄区域内に本店、支店その他の営業所が所在する会員(以下「地区協会に所属する会員」という。)</u>に伝達し又は実施すること。</p> <p>3 <u>地区協会に所属する会員間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。</u></p> <p>4 <u>地区協会に所属する会員の意見を会長に進達すること。</u></p> <p>5 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(地区協会費)</p> <p>第 65 条 地区協会は、第 63 条に規定する業務を行うための支出その他特別な支出に充てるため必要と認めるときは、<u>地区協会に所属する会員に対し地区協会費を納入させることができる。</u></p> <p>(地区規律委員会)</p> <p>第 67 条 <u>地区協会に地区規律委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>地区規律委員会は、地区協会に所属する会</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(あっせん委員) 第 69 条 本協会は、本協会の付属機関として、<u>あっせん委員を置く。</u></p> <p>2 <u>あっせん委員は、当該あっせん委員の管轄区域内に所在する協会員の本店、支店その他の営業所における業務並びに証券仲介業者の営業所又は事務所における業務に対する顧客からの苦情について、その解決のあっせんを行う。</u></p> <p>3 (現行どおり) 4 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則 この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p><u>員並びにその役員及び従業員並びに当該会員を所属証券会社等とする証券仲介業者並びにその役員及び従業員の規律に関する事項のうち、第 63 条第 1 項第 1 号の規定により会長から地区協会に委任されたものについて地区会長の諮問に応じ又は地区会長に意見を述べることができる。</u></p> <p>3 <u>地区規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「地区規律委員会規則」をもって定める。</u></p> <p>(あっせん委員) 第 69 条 本協会は、本協会の付属機関として、<u>あっせん委員を置き、各地区協会の管轄区域内に所在する協会員の本店、支店その他の営業所における業務並びに証券仲介業者の営業所又は事務所における業務に対する顧客からの苦情について、その解決のあっせんを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 (省 略) 3 (省 略)</p>

地区協会事務局の業務見直しに伴う「定款の施行に関する規則」等の一部改正等について

平成 19 年 6 月 29 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 16 年 7 月に、自主規制及び業界活動の両機能それぞれを独立的に運営するガバナンス構造を構築し、それ以来、本部事務局を「自主規制部門」、「証券戦略部門」及び「総括・管理部門」の 3 部門に区分し、業務を執行している。

今般、地区協会事務局においても、「自主規制部門」と「証券戦略部門」の業務執行を区分するための業務の見直しを行うこととなり、定款の一部を改正した。これに伴い、「定款の施行に関する規則」等の一部改正等を行うこととする。

2. 改正等の骨子

「定款の施行に関する規則」の一部改正（第 7 条第 1 項）

会員が定款等の規定に基づき本協会へ承認申請、届出及び報告等を行うときは、原則として主たる事務所（本部）へ行う。

「証券戦略会議規則」の一部改正

地区別評議会を地区評議会の下部組織とする。

（第 33 条第 1 項及び第 7 項、第 44 条）

地区別評議会は、地区協会の業務運営に関する重要事項について地区会長の諮問に応じ又は地区会長に意見を述べることができることに加え、証券戦略会議の所管業務について、地区評議会議長の諮問に応じ又は地区評議会議長に意見を述べることができることとする。

（第 33 条第 3 項）

「規律委員会規則」の一部改正

機関名を「規律委員会」から「会員規律委員会」へ変更する。

「地区規律委員会規則」の廃止

会長からの地区協会への委任業務の規定の廃止に伴い、「地区規律委員会規則」を廃止する。

「会員外務員等規律委員会規則」の制定

同委員会は、会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

（第 2 条）

委員（9 人以内、任期 1 年）は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長が選任する。

（第 3 条）

委員長（1 人）及び副委員長（1 人又は若干人）は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長が選任し、委員長は、委員会の議長となり、会長又は自主規制会議議長の諮問事項について会長又は自主規制会議議長に報告し又は意見を述べる。

（第 4 条）

会長、自主規制会議議長、自主規制会議に委任された業務の執行責任者、自主規制会議に委任された業務を執行する常任理事及び常務執行役並びに常任監事は、同委員会に随時出席し、意見を述べることができる。(第10条)

「地区協会規則」の一部改正

地区協会は、当該地区協会の管轄区域内に本店が所在する会員及び本店以外の支店その他の営業所が所在する会員により構成する旨の規定を置く。(第2条第2項)

会長から地区協会へ委任された自主規制に係る業務は本部に一元化して行うこととするため、委任業務の規定は廃止する。(第3条)

『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」の一部改正

会員の外務員登録申請書等の提出先一元化に伴い、地区協会提出の規定の削除。

(第4条第1項)

「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」(紛争処理規則第1号)及び同細則の一部改正

地区協会ごとの証券あっせん・相談センター支部に属していたあっせん委員を、あっせん委員の管轄区域を定めて証券あっせん・相談センター本部に置くこととする。(第3条、第7条第2項)

証券あっせん・相談センター支部を各地区協会に置く旨の規定を廃止するとともに、証券あっせん・相談センターは支部を置くことができる旨の規定を設けることとする。(第3条第3項)

その他所要の規定の整備を行うこととする。

「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規程」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正

証券あっせん・相談センター支部を各地区協会に置く旨の規定を廃止するものことから、協会の証券業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情受付窓口を、各地区協会ごとに設置されている証券あっせん・相談センター支部から、証券あっせん・相談センターで行うこととする。(第5条)

その他所要の規定の整備を行うこととする。

3. 施行の時期

平成19年7月1日から施行する。

以上

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成19年6月29日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(本協会への承認申請、届出、報告等)</p> <p>第7条 会員は、本協会に対し定款その他の規則の規定に基づき承認申請、届出、報告、資料の提出等を行うときは、<u>原則として、定款第2条に規定する本協会の主たる事務所へ行うものとする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年7月1日から施行する。</p>	<p>(本協会への承認申請、届出、報告等)</p> <p>第7条 会員は、本協会に対し定款その他の規則の規定に基づき承認申請、届出、報告、資料の提出等を行うときは、<u>本店(国内において本拠となる支店等を含む。)の所在地を管轄する地区協会を経由して行うものとする。ただし、本協会が特に指定したものについては、この限りでない。</u></p> <p>2 (省 略)</p>

「証券戦略会議規則」の一部改正について

平成19年6月29日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(地区別評議会)</p> <p>第33条 <u>地区評議会は、地区協会の管轄区域ごとに地区別評議会を置く。</u></p> <p>2 地区別評議会は、別表に定めるところにより、地区協会ごとに会員代表者又は地区会員代表者(地区協会規則第6条第1項に規定する地区会員代表者をいう。以下同じ。)のうちから選任する地区別評議会委員をもって構成する。</p> <p>3 <u>地区別評議会は、証券戦略会議の所管業務について、地区評議会議長の諮問に応じ又は地区評議会議長に意見を述べることができる。</u></p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 第2項に規定する地区別評議会委員は、それぞれ地区協会ごとにその管轄区域内に本店(外証法第3条に規定する主たる支店を含む。以下同じ。)が所在する会員の会員代表者(本協会の役員である者を除く。)及び地区会員代表者のうちから、地区会長が、その地区の会員代表者及び地区会員代表者の同意を得て、これを選任する。</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>7 地区会長は、第5項の規定により地区別評議会委員を選任したとき及び地区別評議会委員が辞任したときは、遅滞なく、その旨を地区評議会議長に報告するものとする。</p> <p>(地区評議会議長への報告)</p> <p>第44条 地区会長は、部会を設置し又は廃止</p>	<p>(地区別評議会)</p> <p>第33条 <u>地区協会に地区別評議会を置く。</u></p> <p>2 地区別評議会は、別表に定めるところにより、地区協会ごとに会員代表者又は<u>地区協会規則に定める地区会員代表者(以下「地区会員代表者」という。)</u>のうちから選任する地区別評議会委員をもって構成する。</p> <p>(新 設)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 第2項に規定する地区別評議会委員は、それぞれ地区協会ごとにその管轄区域内に本店(外証法第3条に規定する主たる支店を含む。以下同じ。)が所在する会員の会員代表者(本協会の役員である者を除く。)及び<u>その管轄区域内に本店以外の支店その他の営業所が所在する会員の</u>地区会員代表者のうちから、地区会長が、その地区の会員代表者及び地区会員代表者の同意を得て、これを選任する。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 地区会長は、第4項の規定により地区別評議会委員を選任したとき及び地区別評議会委員が辞任したときは、遅滞なく、その旨を会長及び証券戦略会議議長に報告するものとする。</p> <p>(会長への報告)</p> <p>第44条 地区会長は、部会を設置し又は廃止</p>

新	旧
<p>したとき並びに部会の部会長、副部会長及び委員に異動があったときは、遅滞なくその旨を<u>地区評議会議長</u>に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>したとき並びに部会の部会長、副部会長及び委員に異動があったときは、遅滞なくその旨を<u>会長及び証券戦略会議議長</u>に報告するものとする。</p>

「規律委員会規則」の一部改正について

平成19年6月29日

(下線部分変更)

新	旧
<p>会員規律委員会規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第58条第3項の規定に基づき、<u>会員規律委員会</u>(以下「委員会」という。)の構成、運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 <u>委員会</u>は、自主規制会議の委員及び学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 <u>委員会</u>に委員長1人及び副委員長1人又は若干人を置く。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 委員長は、<u>委員会</u>の議長となり、会長又は自主規制会議議長の諮問事項について会長又は自主規制会議議長に報告し又は意見を述べる。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(委員会の招集)</p> <p>第6条 <u>委員会</u>は、随時必要に応じて委員長が招集する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第7条 <u>委員会</u>は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決を行うことができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第8条 <u>委員会</u>の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>規律委員会規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第58条第3項の規定に基づき、<u>規律委員会</u>の構成、運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 <u>規律委員会</u>は、自主規制会議の委員及び学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 <u>規律委員会</u>に委員長1人及び副委員長1人又は若干人を置く。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 委員長は、<u>規律委員会</u>の議長となり、会長又は自主規制会議議長の諮問事項について会長又は自主規制会議議長に報告し又は意見を述べる。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(規律委員会の招集)</p> <p>第6条 <u>規律委員会</u>は、随時必要に応じて委員長が招集する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第7条 <u>規律委員会</u>は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決を行うことができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第8条 <u>規律委員会</u>の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 (省 略)</p>

新	旧
<p>3 (現行どおり)</p> <p>(書面等による委員会)</p> <p>第9条 委員長は、必要があると認めるときは、<u>委員会</u>の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、<u>委員会</u>の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(会長等の出席)</p> <p>第10条 会長、自主規制会議議長、自主規制会議に委任された業務の執行責任者、自主規制会議に委任された業務を執行する常任理事及び常務執行役並びに常任監事は、<u>委員会</u>に随時出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第12条 <u>委員会</u>の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 第9条第1項の書面等による<u>委員会</u>の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p> <p>(議事細則)</p> <p>第13条 <u>委員会</u>は、議事手続きその他<u>委員会</u>の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成19年7月1日から施行する。</p>	<p>3 (省 略)</p> <p>(書面等による規律委員会)</p> <p>第9条 委員長は、必要があると認めるときは、<u>規律委員会</u>の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、<u>規律委員会</u>の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(会長等の出席)</p> <p>第10条 会長、自主規制会議議長、自主規制会議に委任された業務の執行責任者、自主規制会議に委任された業務を執行する常任理事及び常務執行役並びに常任監事は、<u>規律委員会</u>に随時出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第12条 <u>規律委員会</u>の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 第9条第1項の書面等による<u>規律委員会</u>の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p> <p>(議事細則)</p> <p>第13条 <u>規律委員会</u>は、議事手続きその他<u>規律委員会</u>の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。</p>

会員外務員等規律委員会規則 (平19. 7. 1)

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第58条の 2 第 3 項の規定に基づき、会員外務員等規律委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 委員会は、会員の役員若しくは従業員（定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(委員)

第 3 条 委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

2 委員の数は、9 人以内とする。

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人又は若干人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。

3 委員長は、委員会の議長となり、会長又は自主規制会議議長の諮問事項について会長又は自主規制会議議長に報告し又は意見を述べる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

(臨時委員)

第 5 条 第 8 条第 3 項の規定により委員が審議に参加することができない場合は、自主規制会議議長は、会員の役員若しくは従業員のうちから、自主規制会議の同意を得て、その委員に代って審議を行うための臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を選任することができる。

2 臨時委員は、その選任事由が消滅したときは退任するものとする。

(委員会の招集)

第 6 条 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定足数)

第 7 条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決を行うことができない。

(議決)

第 8 条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

2 委員及び臨時委員は、1 個の議決権を有する。

3 委員は、自己に特別の利害関係のある議事については、その審議に参加することができない。

(書面等による委員会)

第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(会長等の出席)

第 10 条 会長、自主規制会議議長、自主規制会議に委任された業務の執行責任者、自主規制会議に委任された業務を執行する常任理事及び常務執行役並びに常任監事は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

(議事に関係のある会員等の出席)

第 11 条 委員長は、必要があると認めるときは、その議事に関係のある会員又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(議事録)

第 12 条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第 9 条第 1 項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(議事細則)

第 13 条 委員会は、議事手続きその他委員会の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

付 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

「地区協会規則」の一部改正について

平成19年6月29日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(名称、所在地、管轄区域等)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>地区協会は、当該地区協会の管轄区域内に本店が所在する会員及び本店以外の支店その他の営業所が所在する会員により、これを構成する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(地区協会が独自に行うことができる業務)</p> <p>(削 る)</p> <p>第3条 定款第63条第2項に規定する業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>3</p>	<p>(名称、所在地、管轄区域等)</p> <p>第2条 地区協会の名称、所在地及びその管轄区域は、別表のとおりとする。 (新 設)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(委任業務及び地区協会が独自に行うことができる業務)</p> <p>第3条 定款第63条第1項第1号の規定により会長から地区協会に委任する業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 <u>会員の役員及び従業員に対する不都合行為者の決定及び解除又は会員の外務員に対する外務員資格の取消し、停止処分</u>の決定及び解除若しくは会員の営業責任者に対する営業責任者資格の停止処分の決定</p> <p>2 <u>会員を所属証券会社等とする個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員に対する外務員資格の取消し、停止処分</u>の決定及び解除</p> <p>3 <u>会員及び会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の外務員の登録事務(外務員の処分を含む。)</u>に関する事項</p> <p>4 <u>会員の事故確認申請書(当該会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に係る事故確認を含む。)</u>の審査、金融庁への提出及び確認結果の会員への通知</p> <p>2 定款第63条第2項に規定する業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>3</p>

新	旧
<p>(地区会長及び地区副会長の選任)</p> <p>第4条</p> <p>〽 (現行どおり)</p> <p>3</p> <p>4 地区会長は、地区副会長を選任し又は地区副会長が辞任したときは、遅滞なくその旨を会長に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(地区会長及び地区副会長の選任)</p> <p>第4条</p> <p>〽 (省 略)</p> <p>3</p> <p>4 地区協会は、地区副会長を選任し又は地区副会長が辞任したときは、遅滞なくその旨を会長に報告するものとする。</p>

「『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 19 年 6 月 29 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(会員の登録申請等の手続き)</p> <p>第 4 条 <u>規則第 7 条第 1 項に規定する登録申請書の申請者は、会員代表者とする。</u></p> <p>(削 る)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(会員の登録申請等の手続き)</p> <p>第 4 条 <u>会員は、規則第 7 条第 1 項の規定による登録申請書及び規則第 10 条の規定による変更等届出 (以下「登録申請等」という。) は、会員の本店の所在地を管轄する地区協会に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>規則第 7 条第 1 項に規定する登録申請書の申請者は、会員代表者とする。</u></p>

「**協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則**」(紛争処理規則第1号)の一部改正について

平成19年6月29日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(苦情・紛争処理機関) 第3条 本協会は、<u>第22条各号に掲げる業務を行うため、証券あっせん・相談センター(以下「センター」という。)</u>を置く。 2 本協会は、<u>第1条の目的を達成するため、センターに定款第69条第1項に規定するあっせん委員を置く。</u> 3 <u>センターは、支部を置くことができる。</u></p> <p>(管轄区域) 第4条 あっせん委員は、<u>「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)</u>に定める<u>各地区の管轄区域内に所在する協会員の本店、支店その他の営業所並びに証券仲介業者の営業所又は事務所において、当該協会員及び証券仲介業者と顧客との間に生じた紛争の解決のあっせんを行う。</u> 2 前項の規定にかかわらず、紛争の解決のあっせんにつき顧客又は協会員及び証券仲介業者から申立てがあった場合において、本協会が指定し、かつ、当事者が合意したものについては、本協会が指定する<u>あっせん委員が紛争の解決のあっせんを行うものとする。</u></p> <p>(あっせん委員の委嘱等) 第7条 あっせん委員の数は、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が定める。 2 あっせん委員は、法律専門家等の学識経験者のうちから、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が、<u>それぞれの管轄区域を定めて委嘱する。ただし、細則に定めるあっせん委員の欠格事由に該当する者をあっせん委員に委嘱することはできない。</u></p> <p>3・4 (現行どおり)</p> <p>第3章 証券あっせん・相談センター(業務) 第22条 <u>センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</u></p>	<p>(苦情・紛争処理機関) 第3条 本協会は、<u>第1条の目的を達成するため、各地区協会に定款第69条第1項に規定するあっせん委員を置く。</u> 2 本協会は、<u>第22条各号に掲げる業務を行うため、証券あっせん・相談センターを置く。</u> 3 本協会は、<u>各地区協会に証券あっせん・相談センターの支部を置く。あっせん委員は当該支部に属するものとする。</u></p> <p>(管轄区域) 第4条 あっせん委員は、<u>当該地区協会の管轄区域内に所在する協会員の本店、支店その他の営業所並びに証券仲介業者の営業所又は事務所において有価証券の売買その他の取引等に関し、当該協会員及び証券仲介業者と顧客との間に生じた紛争の解決のあっせんを行う。</u> 2 前項の規定にかかわらず、紛争の解決のあっせんにつき顧客又は協会員及び証券仲介業者から申立てがあった場合において、本協会が指定し、かつ、当事者が合意したものについては、本協会が指定する<u>地区協会</u>の<u>あっせん委員が紛争の解決のあっせんを行うものとする。</u></p> <p>(あっせん委員の数及び委嘱等) 第7条 <u>地区協会毎の</u>あっせん委員の数は、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が定める。 2 あっせん委員は、<u>当該地区会長の推せんにより、法律専門家等の学識経験者のうちから、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が委嘱する。ただし、「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)</u>に定める<u>あっせん委員の欠格事由に該当する者をあっせん委員に推せん又は委嘱することはできない。</u></p> <p>3・4 (省略)</p> <p>第3章 証券あっせん・相談センター(業務) 第22条 <u>証券あっせん・相談センター(以下「センター」という。)</u>は、次の各号に掲げ</p>

新	旧
<p>1 証券取引制度等に関する顧客からの相談に応じ、その疑義を解明すること。</p> <p>2 協会員及び証券仲介業者の業務に対する顧客からの苦情を相手方協会員及び証券仲介業者に取り次ぎ、その解決を図ること。</p> <p>3 あっせん委員によるあっせん業務を補佐すること。</p> <p>4 あっせん委員の事務を処理すること。</p> <p>(本協会等に対する報告)</p> <p>第 29 条 あっせん委員は、あっせんが終了したときは、遅滞なく本協会にその結果等について報告するものとする。</p> <p>2 センターは、相談、苦情及びあっせんの処理状況について、自主規制会議議長に報告するものとする。</p> <p>3 (削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>る業務を行う。</p> <p>1 証券取引制度等に関する顧客からの相談に応じ、その疑義を解明すること。</p> <p>2 協会員及び証券仲介業者の業務に対する顧客からの苦情を相手方協会員及び証券仲介業者に取り次ぎ、その解決を図ること。</p> <p>3 あっせん委員によるあっせん業務を補佐すること。</p> <p>4 あっせん委員の事務を処理すること。</p> <p>(本協会等に対する報告)</p> <p>第 29 条 あっせん委員は、あっせんが終了したときは、遅滞なく本協会にその結果等について報告するものとする。</p> <p>2 センターは、<u>月中における</u>相談、苦情及びあっせんの処理状況について、<u>地区会長及び</u>自主規制会議議長に報告するものとする。</p> <p>3 <u>前項に関し必要な事項は、細則をもって定める。</u></p>

「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 19 年 6 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧												
<p>(あっせん委員の管轄区域及び欠格事由) 第 2 条 規則第 4 条第 1 項に規定するあっせん委員が管轄する各地区の管轄区域は、別表 5 のとおり定めるものとする。</p> <p>2 規則第 7 条第 2 項ただし書に規定するあっせん委員となることができない者は、次の各号の一に該当する者をいう。</p> <p>1 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>3 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p>4 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者</p> <p>5 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者</p> <p>6 公認会計士又は税理士として登録まつ消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者</p> <p>(削る) 第 15 条 (削る)</p> <p>別表 5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山</td> </tr> </tbody> </table>	地区	管轄区域	北海道	北海道	東北	宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県	東京	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山	<p>(あっせん委員の欠格事由) 第 2 条 規則第 7 条第 2 項ただし書に規定するあっせん委員となることができない者は、次の各号の一に該当する者をいう。</p> <p>1 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>3 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p>4 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者</p> <p>5 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者</p> <p>6 公認会計士又は税理士として登録まつ消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(あっせん苦情相談処理状況報告の様式) 第 15 条 規則第 29 条第 3 項に規定するあっせん苦情相談処理状況報告の様式は、別表 5 のとおりとする。</p> <p>別表 5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">あっせん苦情相談等処理状況報告書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(平成 年 月分)</td> </tr> </tbody> </table>	あっせん苦情相談等処理状況報告書		(平成 年 月分)	
地区	管轄区域												
北海道	北海道												
東北	宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県												
東京	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山												
あっせん苦情相談等処理状況報告書													
(平成 年 月分)													

「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規程」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成19年6月29日
（下線部分変更）

新	旧
<p>（苦情処理の受付窓口） 第 5 条 前条第 1 項に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の処理は、「<u>協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則</u>」（紛争処理規則第 1 号）<u>第 3 条第 1 項に規定する証券あっせん・相談センター</u>において行う。</p> <p>（費用の負担） 第 6 条 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に係る費用は、本センターが負担する。ただし、申出者の申出手続に要した文書、通信費等の費用は、申出者に負担させることができる。</p> <p>（苦情処理結果等の記録、報告及び公表） 第 10 条 本センターは、第 4 条第 1 項に規定する苦情処理の結果等（次項において「苦情処理結果等」という。）に関する記録を作成し、作成後これを 10 年間保存するものとする。 2 本センターは、苦情処理結果等について、自主規制会議議長に報告するとともに、同処理結果等の集計結果について公表するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>（苦情処理の受付窓口） 第 5 条 前条第 1 項に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の処理は、<u>各地区協会の証券あっせん・相談センター支部</u>において行う。</p> <p>（費用の負担） 第 6 条 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に係る費用は、本センターが負担する。ただし、申出者の申出手続きに要した文書、通信費等の費用は、申出者に負担させるものとする。</p> <p>（苦情処理結果等の記録、報告及び公表） 第 10 条 本センターは、第 4 条第 1 項に規定する苦情処理の結果等（次項において「苦情処理結果等」という。）に関する記録を作成し、作成後これを 10 年間保存するものとする。 2 本センターは、<u>月中における苦情処理結果等</u>について、<u>地区会長及び自主規制会議議長</u>に報告するとともに、同処理結果等の集計結果について公表するものとする。</p>